

9. ICTを活用した教育推進自治体応援事業

(新 規)

27年度要求額 300百万円

1. 要求の要旨

教員等のICT活用指導力の向上を図るため、教員養成課程を有する大学と連携して研修プログラムの策定に取り組む自治体や、ICTを活用した学びの実践体制の構築を図るためのカリキュラム策定に取り組む自治体への支援を行う。また、ICT環境の整備・充実を図る取組を支援するため、「ICT活用教育アドバイザー」の自治体への派遣を行う。

2. 要求の内容

(1) ICTを活用した学びの推進プロジェクト

ア. 指導力パワーアップコース (10地域)

教員等のICT活用指導力の向上を目指す自治体(都道府県・指定都市教育委員会)を指定する。

地域内に複数の実証校を設置し、教員養成課程を持つ大学と連携を図り、教員等のICT活用指導力向上のための研修等のプログラムを策定・実践する地域を支援する。

イ. ICT活用実践コース (30地域)

ICT環境の整備を進め、ICTを活用した特徴的な教育(例:英語・理数教育等)に挑戦する自治体を指定する。

地域内に複数の実証校を設置し、ICTを活用した授業の実践体制を構築するためのカリキュラムを策定・実践する地域を支援する。

(2) ICT活用教育アドバイザー派遣事業 (30地域)

文部科学省にICT活用教育アドバイザーリーボードを設置して、ICT環境の整備を図ろうとする自治体のニーズに応じてアドバイザーを派遣し、ICTを活用した教育の推進計画やICT機器整備計画(機器購入の調達手法を含む)の作成に当たっての留意事項等の助言を行う。

(3) 調査研究事業

ICTを活用した教育を推進する上での望ましい環境構成、ICT活用指導力自己評価の継続的な実施のための調査研究を行う。

ICTを活用した教育推進自治体応援事業

平成27年度要求額 300百万円（新規）

現状

ICTを活用した教育の取り組みに地域間で差異が生じており、自治体の状況に応じたサポート体制の構築が必要

事業概要

1. 教員等のICT活用指導力の向上を図るため、教員養成課程を有する大学と連携して研修プログラムの策定に取り組む自治体や、ICTを活用した学びの実践体制構築を図るためのカリキュラム策定に取り組む自治体の支援を行う。
2. ICT環境の整備・充実を図る取組を支援するため、「ICT活用教育アドバイザー」の自治体への派遣を行う。

1. ICTを活用した学びの推進プロジェクト

指導力パワーアップコース【10地域】

教員等のICT活用指導力の向上を目指す自治体（都道府県・指定都市教育委員会）を指定。

【研修プログラムの策定・実践】

地域内に複数の実証校を設置し、教員養成課程を有する大学と連携を図りながら、教員等のICT活用指導力向上のための研修等のプログラムを策定・実践する地域を支援。

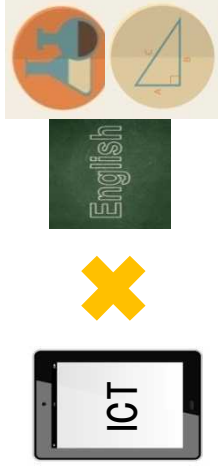


ICT活用実践コース【30地域】

ICT環境の整備を進め、ICTを活用した特徴的な教育（例：英語・理数教育等）に挑戦する自治体を指定。

【発達段階に応じたカリキュラムの策定・実践】

地域内に複数の実証校を設置し、ICTを活用した授業の実践体制を構築するためのカリキュラムを策定・実践する地域を支援。



2. ICT活用教育アドバイザー派遣事業【30地域】

★国に「ICT活用教育アドバイザーボード」を設置

ICT環境の整備を図ろうとする自治体ニーズに応じてアドバイザーを派遣。

ICTを活用した教育の推進計画やICT機器整備計画（機器購入の調達手法含む）の策定に当たっての留意事項等の助言を実施。



事例を集約し、マニュアルを作成

ポータルサイトの活用や映像資料の配布等を通じて全国で共有

ICT活用指導力の向上

発達段階に応じた授業実践体制の整備促進

環境整備の促進

「確かな学力」の効果的な育成を促進

10. 人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業

(新 規)

27年度要求額 201百万円

1. 要求の要旨

過疎化・少子高齢化が進む人口過少地域において、ICTの活用により、遠隔地間における児童生徒の協働学習の充実や、社会教育施設等による遠隔講座の実施など、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図るための実証研究等を実施する。

2. 要求の内容

(1) 学校教育におけるICTを活用した実証研究

離島や過疎地等においては、今後、少子化に伴い、学校の統廃合も困難な小規模学校の更なる増加が想定されることから、社会性の育成をはじめ、児童生徒同士の学び合いや学校内外の様々な人々との協働学習、多様な体験を通じた課題探究型の学習などが困難となるなど、教育の質の確保が大きな課題となる。

そのため、今後予想されるこうした環境において、学校教育の質の維持向上を図るための方策を検討することが必要であり、遠隔地間の学校同士をICTで結び、年間を通じて合同学習や合同活動などを実施することにより、指導方法の開発や有効性の検証などを行い、人口減少社会における学校教育の手法に関する検討を行う。

(2) 人口過少地域におけるICTを活用した社会教育実証研究

少子高齢化に伴う全国的な過疎化が進行する中、社会教育を通じた地域課題に取り組む上で中心的な役割を果たす若手の担い手や指導者等の人材不足が見込まれており、地域コミュニティの維持向上が大きな課題となる。

そのため、ICTを活用して遠隔地間の社会教育施設等を結びながら学習機会の提供や指導者の養成などを行い、

① ICTを活用した遠隔講座などを行うための手法の開発と手法の有効性の検証

② 人口過少地域における社会教育の効果を最大化させるためのICT活用の在り方の検討について実証研究を行うことにより、社会教育による人口過少地域のコミュニティの維持向上方策や、人口過少地域における社会教育構築体制の在り方について検討する。

人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業

課題・背景

平成27年度要求額：201百万円(新規)

我が国の人口減少が加速化することが確実視されている中、将来的に全国各地において現行の学校規模を維持することが困難な人口過少地域が増加することが予想されている。併せて、社会教育における地域人材が不足しており、今後、そのような地域における教育水準の維持向上が課題となることが予想される。【在学者数推移(小・中・高) 昭和23年 約1,677万人 昭和60年 約2,263万人 平成25年 約1,356万人】(学校基本調査より)

事業概要(イメージ)

過疎化や少子高齢化が進む人口過少地域において、ICTの活用により、遠隔地間における児童生徒の学びの充実や、社会教育施設等と連携した遠隔講座の実施など、学校教育及び社会教育における教育の質の維持向上を図るための実証研究を実施する。(3年間)

<学校教育におけるICTを活用した実証研究> (小中等 9地域)

遠隔地間における双方向型の協働学習や合同学習を実施

小規模学校 ↔ 学校

人口過少地域の学校教育の維持向上を図るため、指導方法の開発や教育効果の在り方などに関する実証研究を実施

<人口過少地域におけるICTを活用した社会教育実証研究> (6地域)

生涯学習センター・公民館
都道府県・市
過疎地域

博物館
図書館
遠隔地間における講座・学習機会の提供などを支援

人口過少地域の社会教育の維持向上と地域コミュニティの活性化を図るため、ICTを活用した社会教育の実証研究を実施

小規模学校における学びの質の維持向上

人口過少地域における社会教育の維持向上

人口過少社会における学校教育及び社会教育の質の維持向上
地域コミュニティ機能の存続及び活性化

1 1. 情報モラル教育推進事業

(新 規)

27年度要求額 60百万円

1. 要求の要旨

スマートフォンを利用する青少年が増加する中、インターネット上のトラブルや問題行動に関する行為はスマートフォン等を利用した際に経験することが多く、最近では、一度被害に遭うと信頼を回復することが難しい事案の急増（プライベート画像の流出等）が社会問題となっている。

また、情報セキュリティなどに関する啓発や学習の経験がある保護者とそうでない保護者とでは、家庭におけるルールの取決めについて大きな差が生じている。そのため、保護者に対する周知啓発を充実することが必要となっている。

さらに、各教育委員会・学校では、児童生徒のスマートフォン等の利用について、自主ルールを定めるなど独自の取組を行っているところもあり、そのような取組を把握するとともに、海外の優れた取組について調査を行うことが必要である。

このため、情報化の影の側面に対応した指導の充実を図るための取組を実施することにより、情報モラル教育の一層の充実を図る。

2. 要求の内容

(1) 情報モラルに関する教員向け指導手引書等の作成

- ①子供たちが被害者・加害者とならないために、プライベート画像の流出や、誹謗（ひぼう）・中傷や無許可による画像掲載などが犯罪行為であることの認識不足に起因したトラブルに関する教員向けの指導手引書を作成。
- ②インターネット上で遭遇する課題（ネット依存や情報セキュリティ等）に関する保護者向けの普及啓発教材を作成。

(2) 情報モラル教育の指導に関する調査研究

各自治体や学校が独自に取り組んでいる優れた情報モラル教育に関する取組（情報セキュリティに関する取組を含む）について事例を収集し、指導上の参考となるモデルプランを作成し、情報モラル教育の充実を図る。また、諸外国の情報モラル教育に関する取組についての調査を行う。

情報モラル教育推進事業

平成27年度要求額：60百万円（新規）

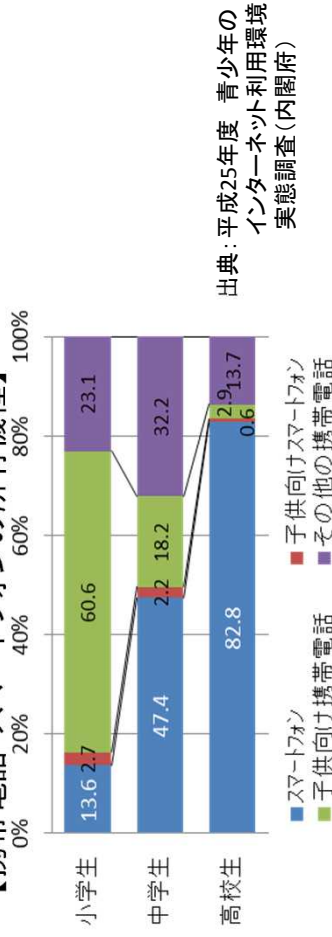
現状

- スマートフォンなどICT機器を利用する青少年が増加するなか、最近では、プライベート画像の流出など一度被害に遭うと信頼を回復することが難しい事案や、誹謗（ひぼう）中傷や無許可による画像掲載などが犯罪行為にあたるという認識不足に起因したトラブルも増加。子供たちが被害者や加害者にならないための指導が必要であり、被害に遭った場合の対処方策の提示することが重要。
- インターネットに関する啓発や学習の経験がある保護者とそうでない保護者では、家庭におけるルールの取り決めについて大きな差がある。スマートフォン等の利用におけるトラブルやその対処方法等について、学校などでの周知が必要。
- 各教育委員会・学校では、情報モラル教育について自主ルールを定めるなど独自の取組を行っているところもある。そのような取組の把握や、海外の優れた取組についての調査が必要。

【携帯電話・スマートフォンの所有率】

	H24	H25
小学生	27.5%	→ 36.6%
中学生	51.6%	→ 51.9%
高校生	98.1%	→ 97.2%
全体	54.8%	→ 59.5%

【携帯電話・スマートフォンの所有機種】



情報モラルに関する教員向け指導手引書等の作成

- ① 子供たちが被害者・加害者とならないために、プライベート画像の流出や、誹謗（ひぼう）・中傷や無許可による画像掲載などが犯罪行為であることの認識不足に起因したトラブルについての情報モラルに関する教員向けの指導手引書を作成。
- ② 子供たちがインターネット上で遭遇する課題（ネット依存や情報セキュリティ等）について保護者向けの普及啓発教材を作成。

情報モラルの指導に関する調査研究

各自治体や学校が独自に取り組んでいる優れた情報モラル教育に関する取組（情報セキュリティに関する取組を含む）について事例収集し、指導上の参考となるモデルプランを作成し、情報モラル教育の充実を図る。また、諸外国の情報モラル教育に関する取組についての調査を行う。

児童生徒や保護者等の情報モラルの向上・ICT機器の適切な利活用の推進

事業概要